八王子囲碁連盟段級位に関する規程

この規程は、八王子囲碁連盟規約第１４条の規定に基づき、地区同好会に所属する会員（以下「会員」という。）にかかる段位及び級位の格付け、昇格、降格等について必要な事項を定める。

第１章　入会時の格付け

第１条（新入会員の格付け）

新入会員にかかる段位または級位の格付けは、自己申告によるものとする。ただし、八段以上の者の入会、格付けは、第７条に定める。

２　地区同好会の会長は、新入会員の対局成績により前項の段位または級位が不相当と判断したときは、入会後１年間に限り、当該段位または級位を変更して定めることができる。

第２章　五段以下の会員の昇格

第２条　（大会優勝者の昇格）

次の各号の大会の優勝者は、大会終了と同時に直近上位の段位または級位に昇格する。

１）八碁連囲碁大会（三段以上、二段以下）

２）八碁連タイトル囲碁大会（名人、王座、天狗）

３）八碁連研修部囲碁大会

４）市民文化祭囲碁大会

５）　女性囲碁大会

ただし、四段、五段者は、２回優勝で昇段とする。1 回優勝で段位の後にＡを付けて２回目　優勝で昇段とする。研修部大会だけで２回優勝しても昇段は認めない。研修部大会で優勝と研修部大会以外の大会で優勝した時に昇段とする。年度内の制限は設けない。

２　女性囲碁大会での級位者の昇格は、第１項の定めの外、大会実施要領等において定めることができる。

第３条　（活きいき囲碁地区大会優勝者の昇格）

活きいき囲碁地区大会における参加者 16 名以上のクラスでの優勝者は、大会終了と同時に直

近上位の段位または級位に昇格する。

第４条　(級位認定囲碁大会による昇格)

日本棋院八王子囲碁連盟支部の内規に定める。

一級までは同好会でも決めることができる。

第３章　六段以上の会員の昇格

第５条　（六段からの昇格）

六段の者は、次の各号のいずれかの大会で、通算３回優勝した時に、七段に昇格する。

１）八碁連囲碁大会（三段以上）

２）八碁連タイトル囲碁大会（名人、王座、天狗）

３）活きいき囲碁地区大会

４）市民文化祭囲碁大会

5）女性囲碁大会

第６条　（七段からの昇格）

七段の者は、次の各号のいずれかの大会で、通算６回以上優勝した時には八段に昇格する。

１）八碁連囲碁大会（三段以上）

２）八碁連タイトル囲碁大会（名人・王座・天狗）

３）活きいき囲碁地区大会（通算２回までとする。）

４）市民文化祭囲碁大会

５）女性囲碁大会

２　前項は、平成２年度開催の大会から適用する。

第７条（八段位の入会）

新規の会員が八段で入会するときは、次の要件のいずれかを満たした者とする。

１）都道府県代表の経験のある者

２）相談役　、技術顧問等が八段格相当と認める者

第４章　降格等

第８条　（昇格の辞退）

第２条から前条までの規定により昇格した者が、当該昇格を辞退することは認めない。

第９条　（降格）

会員は、現に有する段位または級位を得てから１年を経過し、かつ、自ら当該段位または級位を保有することが不相当であると判断したときは、所属する地区同好会の会長を経て八碁連会長に降格を申し出ることができる。

２　八碁連会長は、前項の申し出を受けたときには、理事会に諮ったうえ、申出者を直近下位の段位または級位に降格することができる。

第 10 条　（名誉昇格）

八碁連会長は、八碁連の理事または地区同好会の会長の職を合わせて４年以上務めた会員から名誉昇格の申請があったとき、もしくは同好会会長からの昇格の推薦があったときは、理事会に諮ったうえ、当該会員を直近上位の段位または級位に昇格させることができるものとする。

その会員が理事と会長職を兼務した場合は、年数を重複して数えるものとする。

２　前項の名誉昇格は、一人の会員について１回限りとし、かつ、前項の職の退任後１年以内に申請があったものに限る。

付則

１　この改正規程は、平成１９年４月１日から施行する。

２　第１１条の規定は、平成１９年３月３１日以降任期が満了する会員について適用する。

３　この改正された規程は、平成２０年４月１日から施行する。

４　この改正された規程は、平成２５年４月１日から施行する。

５　この改正された規程は、平成２６年４月１日から施行する。

６　この改正された規程は、平成２７年４月１日から施行する。

７　この改正された規定は、平成３０年４月１日から施行する。

８　この改正された規定は、令和３年年４月１日から施行する。

9　この改正された規定は、令和４年３月 13 日から施行する。

10　この改正された規定は、令和５年３月 12 日から施行する。